



神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p>神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編) 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)</p> <p>令和3年 <u>10</u>月</p>	 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p>神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編) 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)</p> <p>令和3年<u>4</u>月</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
目 次	目 次
総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第1章 設計積算要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	第1章 設計積算要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第1節 設計書の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・	第1節 設計書の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 積算書の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・	第2節 積算書の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 設計単価・労務単価・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 設計単価・労務単価・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 歩掛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 歩掛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 歩掛および設計単価等の採用順位・・・・・・・・	3. 歩掛および設計単価等の採用順位・・・・・・・・
第3節 事業費の積算基準 ・・・・・・・・・・・・ 3	第3節 事業費の積算基準 ・・・・・・・・・・・・ 3
1. 直接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 直接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 仮設費・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 仮設費・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) その他費用・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) その他費用・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 間接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	2. 間接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分処理経費の取扱いについて	(1) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分処理経費の取扱いについて
(2) 共通仮設費・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 共通仮設費・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 現場管理費・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 現場管理費・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 一般管理費等・・・・・・・・・・・・ 1 5	3. 一般管理費等・・・・・・・・・・・・ 1 5
(1) 前払金の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 前払金の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 工事施工に伴う発生売却品の評価額(スクラップ評価額)・・・・・・・・	(2) 工事施工に伴う発生売却品の評価額(スクラップ評価額)・・・・・・・・
第4節 請負工事費以外の工事費(付帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等)の積算基準 1 5	第4節 請負工事費以外の工事費(付帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等)の積算基準 1 5
1. 用地費および補償費・・・・・・・・・・・・ 1 5	1. 用地費および補償費・・・・・・・・・・・・ 1 5
(1) 林道事業における用地費及び補償費・・・・・・・・	(1) 林道事業における用地費及び補償費・・・・・・・・
第5節 災害復旧事業等の査定に係る積算について ・・・・・・・・ 1 6	第5節 災害復旧事業等の査定に係る積算について ・・・・・・・・ 1 6
第6節 工期の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6	第6節 工期の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
1. 標準工期・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6	1. 標準工期・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
(1) 治山事業・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 治山事業・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 林道事業・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) 林道事業・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 積上工期・・・・・・・・・・・・ 1 6	2. 積上工期・・・・・・・・・・・・ 1 6
第7節 積算書の構成および様式 ・・・・・・・・ 2 0	第7節 積算書の構成および様式 ・・・・・・・・ 1 9
1. 治山関係事業の積算書の構成および形式・・・・・・・・ 2 0	1. 治山関係事業の積算書の構成および形式・・・・・・・・ 1 9
(1) 「設計積算要領」第10-1以外の様式・・・・・・・・	(1) 「設計積算要領」第10-1以外の様式・・・・・・・・
(2) 設2号 設計説明書(記載注意②イ)の記載・・・・・・・・	(2) 設2号 設計説明書(記載注意②イ)の記載・・・・・・・・
2. 林道関係事業の設計書の作成・・・・・・・・ 2 6	2. 林道関係事業の設計書の作成・・・・・・・・ 2 5

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
(1) 第1号様式の記入上の注意	(1) 第1号様式の記入上の注意
(2) 第8号様式以降の様式について	(2) 第8号様式以降の様式について
第8節 数量計算及び設計図面の作成 <u>3 5</u>	第8節 数量計算及び設計図面の作成 3 4
第9節 設計積算上の注意 <u>3 5</u>	第9節 設計積算上の注意 3 4
1. 設計書の体系 <u>3 5</u>	1. 設計書の体系 3 4
(1) 直接工事費の積算	(1) 直接工事費の積算
(2) 積算体系	(2) 積算体系
2. 設計書の単位及びその端数調整 <u>3 6</u>	2. 設計書の単位及びその端数調整 3 5
(1) 基礎単価・単価表・数量・副明細表・明細表の端数調整	(1) 基礎単価・単価表・数量・副明細表・明細表の端数調整
(2) 一般管理費による調整	(2) 一般管理費による調整
3. 市場単価の積算 <u>3 7</u>	3. 市場単価の積算 3 6
4. 土木工事標準単価の適用 <u>3 7</u>	4. 土木工事標準単価の適用 3 6
5. 建設機械経費の積算 <u>3 7</u>	5. 建設機械経費の積算 3 6
(1) 標準作業の場合の1時間当たりの機械損料	(1) 標準作業の場合の1時間当たりの機械損料
(2) 岩石作業等の機械損料の補正	(2) 岩石作業等の機械損料の補正
(3) ダンプトラックのタイヤの損耗費	(3) ダンプトラックのタイヤの損耗費
(4) 標準日当たり運転時間	(4) 標準日当たり運転時間
(5) 移動式クレーンの賃料積算	(5) 移動式クレーンの賃料積算
6. その他注意事項 <u>3 8</u>	6. その他注意事項 3 7
(1) 通勤補正の適用	(1) 通勤補正の適用
(2) 設計積算における資材名称	(2) 設計積算における資材名称
(3) 土量変化率	(3) 土量変化率
(4) 積算における土量の取扱	(4) 積算における土量の取扱
(5) 土工の歩掛における施工数量について	(5) 土工の歩掛における施工数量について
(6) 安定計算書類	(6) 安定計算書類
7. 設計変更 <u>4 1</u>	7. 設計変更 4 0
(1) 一般事項	(1) 一般事項
(2) 変更設計書	(2) 変更設計書
(3) 数量の増減に伴う変更	(3) 数量の増減に伴う変更
(4) 設計変更の計算	(4) 設計変更の計算
(5) 旧基準で積算した工事を基準改正後に設計変更した場合の諸経費率の取扱い	(5) 旧基準で積算した工事を基準改正後に設計変更した場合の諸経費率の取扱い
(6) 設計変更における一般管理費等の算出	(6) 設計変更における一般管理費等の算出
(7) 変更設計図書の作成	(7) 変更設計図書の作成
(8) 原設計変更設計対照表の作成	(8) 原設計変更設計対照表の作成
(9) 変更協議	(9) 変更協議
8. 出来高設計 <u>4 3</u>	8. 出来高設計 4 2

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
(1) 設計書の作成……………	(1) 設計書の作成……………
(2) 出来高金額の算出……………	(2) 出来高金額の算出……………
(3) 今回支払予定額の算出……………	(3) 今回支払予定額の算出……………
9. 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算…………… <u>4.6</u>	9. 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算…………… 4.5
10. 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、 現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… <u>4.6</u>	10. 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、 現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… 4.5
11. 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について…………… <u>4.6</u>	11. 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について…………… 4.5
12. 歩掛の補正…………… <u>4.6</u>	12. 歩掛の補正…………… 4.5
(1) 通勤補正……………	(1) 通勤補正……………
(2) 積算体系……………	(2) 積算体系……………
13. 請負工事の特許使用料の積算…………… <u>4.6</u>	13. 請負工事の特許使用料の積算…………… 4.5
第2章 神奈川県森林土木事業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 の試行の実施について…………… <u>4.7</u>	第2章 神奈川県森林土木事業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 の試行の実施について…………… 4.6
附－1 標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱について…………… <u>4.9</u>	附－1 標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱について…………… 4.8
附－2 通勤補正について…………… <u>5.0</u>	附－2 通勤補正について…………… 4.9
附－3 支障木等の処理に関する取扱いについて…………… <u>5.2</u>	附－3 支障木等の処理に関する取扱いについて…………… 5.1
附－4 森林土木事業 工事チェックリスト…………… <u>5.5</u>	附－4 森林土木事業 工事チェックリスト…………… 5.4
附－5 治山事業における山林砂防工の適用について…………… <u>5.6</u>	附－5 治山事業における山林砂防工の適用について…………… 5.5
附－6 特殊地域(山岳地帯)の割増額について…………… <u>6.0</u>	附－6 特殊地域(山岳地帯)の割増額について…………… 5.9
附－7 国定公園の特別地域内等における林道工事の取扱について…………… <u>6.1</u>	附－7 国定公園の特別地域内等における林道工事の取扱について…………… 6.0
附－8 自然環境にやさしい工法の適用基準について…………… <u>6.4</u>	附－8 自然環境にやさしい工法の適用基準について…………… 6.3
附－9 自然環境にやさしい工法の適用基準に基づいた計画・設計及び発注後の対応について…………… <u>6.5</u>	附－9 自然環境にやさしい工法の適用基準に基づいた計画・設計及び発注後の対応について…………… 6.4
附－10 猛禽類に配慮した森林整備について…………… <u>6.8</u>	附－10 猛禽類に配慮した森林整備について…………… 6.7
附－11 森林表土利用工に係る自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の許可手続き等について…………… <u>7.0</u>	附－11 森林表土利用工に係る自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の許可手続き等について…………… 6.9
附－12 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について…………… <u>8.0</u>	附－12 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について…………… 7.9
附－13 積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合における設計単価等の取扱いについて…………… <u>9.0</u>	附－13 積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合における設計単価等の取扱いについて…………… 8.9

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
<p>総 則</p> <p>(略)</p> <p>第1章 設計積算要領</p> <p>第1節～第2節(略)</p> <p>第3節 事業費の積算基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 間接工事費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通仮設費 ア～イ (略)</p> <p>ウ 運搬費</p> <p>運搬費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-ウ運搬費によるほかは次による。</p> <p>(ア) 運搬距離(参考：神奈川県県土整備局積算参考資料(土木工事編)(以下「積算参考資料」という。) 第2章2-6-1運搬費)</p> <p>運搬距離は、1車1回運搬ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算する。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程による。</p> <p>建設機械器具等運搬の運搬基点及び運搬距離は次によるものとする。ただし、随意契約工事等の場合は、これによらず実状に即して運搬基点及び運搬距離を決定するものとする。</p>	<p>総 則</p> <p>(略)</p> <p>第1章 設計積算要領</p> <p>第1節～第2節(略)</p> <p>第3節 事業費の積算基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 間接工事費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通仮設費 ア～イ (略)</p> <p>ウ 運搬費</p> <p>運搬費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-ウ運搬費によるほかは次による。</p> <p>(ア) 運搬距離(参考：神奈川県県土整備局積算参考資料(土木工事編)(以下「積算参考資料」という。) 第2章2-5運搬費)</p> <p>運搬距離は、1車1回運搬ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算する。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程による。</p> <p>建設機械器具等運搬の運搬基点及び運搬距離は次によるものとする。ただし、随意契約工事等の場合は、これによらず実状に即して運搬基点及び運搬距離を決定するものとする。</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編） 第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">運搬種別</td> <td style="width: 15%;">運搬基点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械器具</td> <td>最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設材</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場製品</td> <td>鋼 桁</td> <td>県庁を運搬基点とみなす。</td> </tr> <tr> <td>工場製品</td> <td>PC 桁等</td> <td>— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。</td> </tr> </table> <p>(イ) <u>輸送費の算定について</u> 建設機械の分解・組立及び輸送に関するすべての経費は、共通仮設費の運搬費に計上する。</p> <p>(ウ) <u>割増率について</u> 陸上輸送においては別途割増を考慮しない。</p> <p>【削除】</p> <p>(エ) 型枠材等の運搬（「設計積算要領」第6（1－（2）－ア－（ウ） b(a）） 型枠材等（「設計積算要領」第6（1－（2）－ア－（ウ） b(a）－i－（ii）に記載されているもの）の運搬費については、共通仮設費率に含まれるものとする。</p> <p>(オ) 鋼桁運搬の車両選定</p> <p>a 桁材等の運搬はトラック、セミトレーラー、ポールトレーラーを使用するものとする。</p> <p>b 車種については、荷姿を想定し、下記の条件を満足する最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」より選定する。</p> <p>(a) 高さ 地上高 3.8m 以内</p> <p>(b) 幅 2.5m 以内</p> <p>(c) 長さ トラックにあつては、荷台長にその1割を加えた部材長以内、セミトレーラーにあつては、荷台長以内とする。</p> <p>(d) 重量・積載物重量 15 t 未満</p> <p>なお、荷台幅による1車当りの積み込み本数は次のものとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{使用車種の荷台幅}}{\text{部材の最大幅} + 10 \text{ cm}} \text{ 以内とする。}$ </p>	運搬種別	運搬基点		機械器具	最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。		仮設材	同上		工場製品	鋼 桁	県庁を運搬基点とみなす。	工場製品	PC 桁等	— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">運搬種別</td> <td style="width: 15%;">運搬基点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械器具</td> <td>最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設材</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場製品</td> <td>鋼 桁</td> <td>県庁を運搬基点とみなす。</td> </tr> <tr> <td>工場製品</td> <td>PC 桁等</td> <td>— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。</td> </tr> </table> <p>(イ) 「一般貨物運送事業貸切り運賃」の端数処理 「設計積算要領」第6（1－（2）－ア－（ウ） c(a)）端数処理参照</p> <p>(ウ) 特大品割増率 特大品割増率（C1）には、誘導車、誘導員に係る費用を含み、組立、解体の費用は含まれていない。</p> <p>(エ) 悪路割増 一般的な林道は悪路区間としない。また、道路補修を計上した場合は悪路区間としない。</p> <p>(オ) 型枠材等の運搬（「設計積算要領」第6（1－（2）－ア－（ウ） b(a）） 型枠材等（「設計積算要領」第6（1－（2）－ア－（ウ） b(a）－i－（ii）に記載されているもの）の運搬費については、共通仮設費率に含まれるものとする。</p> <p>(カ) 鋼桁運搬の車両選定</p> <p>a 桁材等の運搬はトラック、セミトレーラー、ポールトレーラーを使用するものとする。</p> <p>b 車種については、荷姿を想定し、下記の条件を満足する最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」より選定する。</p> <p>(a) 高さ 地上高 3.8m 以内</p> <p>(b) 幅 2.5m 以内</p> <p>(c) 長さ トラックにあつては、荷台長にその1割を加えた部材長以内、セミトレーラーにあつては、荷台長以内とする。</p> <p>(d) 重量・積載物重量 15 t 未満</p> <p>なお、荷台幅による1車当りの積み込み本数は次のものとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{使用車種の荷台幅}}{\text{部材の最大幅} + 10 \text{ cm}} \text{ 以内とする。}$ </p>	運搬種別	運搬基点		機械器具	最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。		仮設材	同上		工場製品	鋼 桁	県庁を運搬基点とみなす。	工場製品	PC 桁等	— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。
運搬種別	運搬基点																														
機械器具	最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。																														
仮設材	同上																														
工場製品	鋼 桁	県庁を運搬基点とみなす。																													
工場製品	PC 桁等	— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。																													
運搬種別	運搬基点																														
機械器具	最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。																														
仮設材	同上																														
工場製品	鋼 桁	県庁を運搬基点とみなす。																													
工場製品	PC 桁等	— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。																													

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
<p>c 分割不可能な部材でイの条件に満足しない長大部材の運搬車両の選定については、担当課と協議するものとする。</p> <p>d 2次部材等については、荷姿を想定し、12tトラックを標準とし積算する。なお、残量については、それに見合う最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」から選定する。</p> <p>(カ) 門扉運搬の車両選定 鋼桁運搬の車両選定に準じて積算するものとする。 なお、使用車両は、トラック、セミトレーラーとする。</p> <p>(キ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板及び橋梁ベント等）運搬の車両選定及び標準積載量</p> <p>a トラック、ポールトレーラーを使用するものとする。</p> <p>b トラックで運搬できる部材長の限度は、荷台長にその1割を加えた長さとし、使用車種は11t車または、12t車を標準とする。 なお、残量については、長さの条件を満足する最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」から選定する。</p> <p>c トラックによる運搬が出来ない長大部材については15tポールトレーラーの使用を標準とする。</p> <p>別表以下、(略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第4節 請負工事費以外の工事費(付帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等)の積算基準 「設計積算要領」第7の内容によるほか次による。</p> <p>1 用地費および補償費 (1) 林道事業における用地費及び補償費</p> <p>ア <u>用地費及び補償費を計上できる範囲は、原則として、宅地、農地等森林以外の林道用地等とし、森林内の林道用地等について計上する必要がある場合には、あらかじめ林野庁長官の承認を受けるものとする。¹</u></p> <p>イ 立木の補償費を計上できる範囲は、林道工事の施工に必要な林道用地等に係るものとする。</p> <p>ウ 補償費の積算は、「神奈川県治山・林道事業損失補償基準」及び「関東地区用地対策連絡協議会編損失補償算定標準書」によることとする。（附-3参照）</p>	<p>c 分割不可能な部材でイの条件に満足しない長大部材の運搬車両の選定については、担当課と協議するものとする。</p> <p>d 2次部材等については、荷姿を想定し、12tトラックを標準とし積算する。なお、残量については、それに見合う最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」から選定する。</p> <p>(キ) 門扉運搬の車両選定 鋼桁運搬の車両選定に準じて積算するものとする。 なお、使用車両は、トラック、セミトレーラーとする。</p> <p>(ク) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板及び橋梁ベント等）運搬の車両選定及び標準積載量</p> <p>a トラック、ポールトレーラーを使用するものとする。</p> <p>b トラックで運搬できる部材長の限度は、荷台長にその1割を加えた長さとし、使用車種は11t車または、12t車を標準とする。 なお、残量については、長さの条件を満足する最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」から選定する。</p> <p>c トラックによる運搬が出来ない長大部材については15tポールトレーラーの使用を標準とする。</p> <p>別表以下、(略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第4節 請負工事費以外の工事費(付帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等)の積算基準 「設計積算要領」第7の内容によるほか次による。</p> <p>1 用地費および補償費 (1) 林道事業における用地費及び補償費</p> <p>ア <u>用地費及び補償費を計上できる範囲は、原則として、宅地、農地等森林以外の林道用地等とし、森林内の林道用地等について計上する必要がある場合には、あらかじめ林野庁長官の承認を受けるものとする。²</u></p> <p>イ 立木の補償費を計上できる範囲は、林道工事の施工に必要な林道用地等に係るものとする。</p> <p>ウ 用地費及び補償費の積算は、「神奈川県治山・林道事業損失補償基準」及び「関東地区用地対策連絡協議会編損失補償算定標準書」によることとする。（附-5参照）</p>

¹ 根拠不明のため、適用は気を付ける事

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
<p>第5節（略）</p> <p>第6節 工期の設定</p> <p>工期の設定については、次により取り扱うものとする。</p> <p>ただし、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して適宜増減できるものとする。</p> <p>※1 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等については、制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとする。</p> <p>※2 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合に限り行うものとし、この場合は、中断期間を含めた工期を設定するものとする。</p> <p>なお、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合とは、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合より経費が小さくなる場合をさす。</p> <p>1 標準工期</p> <p>(1) 治山事業</p> <p>治山事業の標準工期は別表1 （森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い表 9-2 参照）のとおりとするが、次のことに留意する。</p> <p>ア 谷止工、床固工のみの工事については海岸等平地部の工事の標準工期を適用する。ただし、これにより難しい場合は、現場条件等を勘案し、山間部の工事の標準工期を適用することができる。</p> <p>イ 緑化工を伴う工事については、標準工期内に、緑化工の適期が含まれていない場合には工期を適期まで延長することができる。</p> <p>(2) 林道事業</p> <p>林道事業の標準工期は別表2のとおりとする。</p> <p>2 積上工期</p> <p>(1) 次の工事については積上げた工期と標準工期を比較し工期を決定する。</p> <p>なお、積上工期の算定に当たっては実施工上の作業工程を十分に考慮し、適切な積み上げに努めるとともに、工期積み上げの算定根拠を設計図書に添付し、審査官のチェックを受けるものとする。</p> <p>① 特殊な工法を用いるため標準工期を適用することができない工事</p> <p>② 外部要因によって工期の制限を受ける工事（例：交通規制、地下埋設物の状況により引続き施工することができない等）</p> <p>③ その他特別な事情により標準工期を適用することができない工事</p> <p>※積上工期の算定に当たっては、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」11章②作業日当たり標準作業量のほか、「土木工事標準積算基準書」I-14-⑤-1市場単価の1日当たり標準施工量」及び「積算参考資料」3-2工期の算定」を参考にすることができる。</p>	<p>第5節（略）</p> <p>第6節 工期の設定</p> <p>【新設】</p> <p>1 標準工期</p> <p>(1) 治山事業</p> <p>治山事業の標準工期は別表1のとおりとするが、次のことに留意する。</p> <p>ア 谷止工、床固工のみの工事については海岸等平地部の工事の標準工期を適用する。ただし、これにより難しい場合は、現場条件等を勘案し、山間部の工事の標準工期を適用することができる。</p> <p>イ 緑化工を伴う工事については、標準工期内に、緑化工の適期が含まれていない場合には工期を適期まで延長することができる。</p> <p>(2) 林道事業</p> <p>林道事業の標準工期は別表2のとおりとする。ただし、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して適宜増減することができる。</p> <p>2 積上工期</p> <p>(1) 次の工事については積上げた工期と標準工期を比較し工期を決定する。</p> <p>なお、積上工期の算定に当たっては実施工上の作業工程を十分に考慮し、適切な積み上げに努めるとともに、工期積み上げの算定根拠を設計図書に添付し、審査官のチェックを受けるものとする。</p> <p>① 特殊な工法を用いるため標準工期を適用することができない工事</p> <p>② 外部要因によって工期の制限を受ける工事（例：交通規制、地下埋設物の状況により引続き施工することができない等）</p> <p>③ その他特別な事情により標準工期を適用することができない工事</p> <p>※積上工期の算定に当たっては、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」11章②作業日当たり標準作業量のほか、「土木工事標準積算基準書」I-14-⑤-1市場単価の1日当たり標準施工量」及び「積算参考資料」3-3工期の算定」を参考にすることができる。</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新						旧							
別表1 治山事業 標準工期						別表1 治山事業 標準工期							
直接工事費		工事別		標準工期				純工事費		標準工期			
				海岸等平地部の工事		山間部の工事				海岸等平地部の工事		山間部の工事	
				4週4休		4週8休				※週休2日制を採用した場合は ()の日数とする。		※週休2日制を採用した場合は ()の日数とする。	
3,000	千円以下	85	102	97	116	3,000	千円以下	86	(99)	97	(111)		
5,000	"	101	121	114	136	5,000	"	97	(111)	120	(138)		
10,000	"	120	144	135	161	10,000	"	120	(138)	160	(183)		
15,000	"	140	167	155	186	15,000	"	143	(164)	183	(210)		
20,000	"	155	185	170	204	20,000	"	166	(190)	206	(236)		
30,000	"	170	204	187	224	30,000	"	189	(216)	240	(275)		
40,000	"	188	225	205	246	40,000	"	206	(236)	263	(301)		
50,000	"	202	242	220	264	50,000	"	223	(255)	286	(327)		
60,000	"	214	256	233	279	60,000	"	240	(275)	303	(347)		
80,000	"	229	274	248	297	80,000	"	263	(301)	320	(365)※1		
100,000	"	246	295	265	318	100,000	"	291	(333)	337	(365)※1		
150,000	"	270	323	290	347	150,000	"	314	(359)	349	(365)※1		
200,000	"	297	356	317	380	200,000	"	326	(365)※1	360	(365)※1		

備考 **【削除】**

- 山腹工事、海岸工事で植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
- 200,000千円超のものについては、次の算定式により工期を算定することができる。
 海岸等平地部… $T=1.6 \times P^{0.2850}$
 山間部 … $T=2.3 \times P^{0.2702}$
 T: 工期 P: 直接工事費
 ※この算定式により算定された工期は4週8休のものであるため、4週4休の工期は、この工期を補正係数1.20で除して得た値(小数点以下、切上げ、整数止め)とする。

【削除】

- この標準工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

【削除】

備考

- 純工事費は、直接工事費+共通仮設費とする。
- 山腹工事、海岸工事で植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
- 200,000千円以上のものについては、本表を準用して算定する。
- この標準工期は、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して標準工期を適宜増減することができる。
- この標準工期には、準備期間を含む。
- 週休2日制の工事の工期について
 当初の工期×32/28=補正後の工期(小数点以下切り上げ)
 ※1 最大工期は365日とする。(債務負担等により年度を跨る工事についてはこの限りでない)

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
 第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧																																																																																																																													
<p>別表2 林道事業 標準工期</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">直接工事費</th> <th colspan="2">標準工期</th> </tr> <tr> <th>4週4休</th> <th>4週8休</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300 千円以下</td><td>44</td><td>52</td></tr> <tr><td>500 "</td><td>56</td><td>67</td></tr> <tr><td>800 "</td><td>65</td><td>78</td></tr> <tr><td>1000 "</td><td>73</td><td>87</td></tr> <tr><td>1500 "</td><td>81</td><td>97</td></tr> <tr><td>2000 "</td><td>91</td><td>109</td></tr> <tr><td>3,000 "</td><td>102</td><td>122</td></tr> <tr><td>5,000 "</td><td>119</td><td>142</td></tr> <tr><td>8,000 "</td><td>139</td><td>166</td></tr> <tr><td>10,000 "</td><td>155</td><td>185</td></tr> <tr><td>15,000 "</td><td>172</td><td>206</td></tr> <tr><td>20,000 "</td><td>192</td><td>230</td></tr> <tr><td>25,000 "</td><td>209</td><td>250</td></tr> <tr><td>30,000 "</td><td>223</td><td>267</td></tr> <tr><td>40,000 "</td><td>241</td><td>289</td></tr> <tr><td>50,000 "</td><td>262</td><td>314</td></tr> <tr><td>60,000 "</td><td>280</td><td>335</td></tr> <tr><td>80,000 "</td><td>302</td><td>362</td></tr> <tr><td>100,000 "</td><td>328</td><td>393</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 100,000千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。 $T:1.0 \times P^{0.3264}$ T:工期 P:直接工事費</p> <p>2 この標準工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。</p>	直接工事費	標準工期		4週4休	4週8休	300 千円以下	44	52	500 "	56	67	800 "	65	78	1000 "	73	87	1500 "	81	97	2000 "	91	109	3,000 "	102	122	5,000 "	119	142	8,000 "	139	166	10,000 "	155	185	15,000 "	172	206	20,000 "	192	230	25,000 "	209	250	30,000 "	223	267	40,000 "	241	289	50,000 "	262	314	60,000 "	280	335	80,000 "	302	362	100,000 "	328	393	<p>別表2 林道事業 標準工期</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>一般工事費 ※週休2日制を採用した場合は()の日数とする。</th> <th>舗装・法面 ※週休2日制を採用した場合は()の日数とする。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200千円以上</td><td>25 (29)</td><td>25 (29)</td></tr> <tr><td>300千円 "</td><td>35 (40)</td><td>30 (35)</td></tr> <tr><td>500千円 "</td><td>40 (46)</td><td>35 (40)</td></tr> <tr><td>800千円 "</td><td>50 (58)</td><td>40 (46)</td></tr> <tr><td>1,000千円 "</td><td>55 (63)</td><td>45 (52)</td></tr> <tr><td>1,500千円 "</td><td>70 (80)</td><td>55 (63)</td></tr> <tr><td>2,000千円 "</td><td>90 (103)</td><td>60 (69)</td></tr> <tr><td>3,000千円 "</td><td>95 (109)</td><td>70 (80)</td></tr> <tr><td>5,000千円 "</td><td>120 (138)</td><td>90 (103)</td></tr> <tr><td>8,000千円 "</td><td>145 (166)</td><td>105 (120)</td></tr> <tr><td>10,000千円 "</td><td>160 (183)</td><td>120 (138)</td></tr> <tr><td>15,000千円 "</td><td>180 (206)</td><td>140 (160)</td></tr> <tr><td>20,000千円 "</td><td>200 (229)</td><td>150 (172)</td></tr> <tr><td>25,000千円 "</td><td>210 (240)</td><td>160 (183)</td></tr> <tr><td>30,000千円 "</td><td>220 (252)</td><td>170 (195)</td></tr> <tr><td>40,000千円 "</td><td>230 (263)</td><td>180 (206)</td></tr> <tr><td>50,000千円 "</td><td>240 (275)</td><td>190 (218)</td></tr> <tr><td>60,000千円 "</td><td>250 (286)</td><td>200 (229)</td></tr> <tr><td>80,000千円 "</td><td>280 (320)</td><td>220 (252)</td></tr> <tr><td>100,000千円 "</td><td>300 (343)</td><td>250 (286)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 複数の工事にまたがる場合は、当該対象額の大きい工事の工期とする。 2 本表は、請負工事に適用する。 3 本表は、準備期間を含む。 4 法面工事のうち基礎擁壁等の工種を同時に施工する場合や法枠工の場合は、一般工事とする。 5 週休2日制の工事の工期について 当初の工期×32/28=補正後の工期(小数点以下切り上げ)</p>	直接工事費	一般工事費 ※週休2日制を採用した場合は()の日数とする。	舗装・法面 ※週休2日制を採用した場合は()の日数とする。	200千円以上	25 (29)	25 (29)	300千円 "	35 (40)	30 (35)	500千円 "	40 (46)	35 (40)	800千円 "	50 (58)	40 (46)	1,000千円 "	55 (63)	45 (52)	1,500千円 "	70 (80)	55 (63)	2,000千円 "	90 (103)	60 (69)	3,000千円 "	95 (109)	70 (80)	5,000千円 "	120 (138)	90 (103)	8,000千円 "	145 (166)	105 (120)	10,000千円 "	160 (183)	120 (138)	15,000千円 "	180 (206)	140 (160)	20,000千円 "	200 (229)	150 (172)	25,000千円 "	210 (240)	160 (183)	30,000千円 "	220 (252)	170 (195)	40,000千円 "	230 (263)	180 (206)	50,000千円 "	240 (275)	190 (218)	60,000千円 "	250 (286)	200 (229)	80,000千円 "	280 (320)	220 (252)	100,000千円 "	300 (343)	250 (286)
直接工事費		標準工期																																																																																																																												
	4週4休	4週8休																																																																																																																												
300 千円以下	44	52																																																																																																																												
500 "	56	67																																																																																																																												
800 "	65	78																																																																																																																												
1000 "	73	87																																																																																																																												
1500 "	81	97																																																																																																																												
2000 "	91	109																																																																																																																												
3,000 "	102	122																																																																																																																												
5,000 "	119	142																																																																																																																												
8,000 "	139	166																																																																																																																												
10,000 "	155	185																																																																																																																												
15,000 "	172	206																																																																																																																												
20,000 "	192	230																																																																																																																												
25,000 "	209	250																																																																																																																												
30,000 "	223	267																																																																																																																												
40,000 "	241	289																																																																																																																												
50,000 "	262	314																																																																																																																												
60,000 "	280	335																																																																																																																												
80,000 "	302	362																																																																																																																												
100,000 "	328	393																																																																																																																												
直接工事費	一般工事費 ※週休2日制を採用した場合は()の日数とする。	舗装・法面 ※週休2日制を採用した場合は()の日数とする。																																																																																																																												
200千円以上	25 (29)	25 (29)																																																																																																																												
300千円 "	35 (40)	30 (35)																																																																																																																												
500千円 "	40 (46)	35 (40)																																																																																																																												
800千円 "	50 (58)	40 (46)																																																																																																																												
1,000千円 "	55 (63)	45 (52)																																																																																																																												
1,500千円 "	70 (80)	55 (63)																																																																																																																												
2,000千円 "	90 (103)	60 (69)																																																																																																																												
3,000千円 "	95 (109)	70 (80)																																																																																																																												
5,000千円 "	120 (138)	90 (103)																																																																																																																												
8,000千円 "	145 (166)	105 (120)																																																																																																																												
10,000千円 "	160 (183)	120 (138)																																																																																																																												
15,000千円 "	180 (206)	140 (160)																																																																																																																												
20,000千円 "	200 (229)	150 (172)																																																																																																																												
25,000千円 "	210 (240)	160 (183)																																																																																																																												
30,000千円 "	220 (252)	170 (195)																																																																																																																												
40,000千円 "	230 (263)	180 (206)																																																																																																																												
50,000千円 "	240 (275)	190 (218)																																																																																																																												
60,000千円 "	250 (286)	200 (229)																																																																																																																												
80,000千円 "	280 (320)	220 (252)																																																																																																																												
100,000千円 "	300 (343)	250 (286)																																																																																																																												


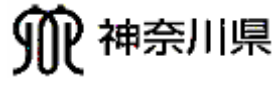
神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
<p>第7節～第8節（略）</p> <p>第9節 設計積算上の注意</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 設計変更 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 設計変更の積算 設計変更の積算における、単価及び歩掛の適用時期は「環境農政局土木工事等事務取扱要領」第23条工事内容の変更による。また、設計変更の計算例は「土木工事標準積算基準書」I—13-①-1-③ 設計変更の計算例による。</p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>(8) 原設計変更設計対照表の作成 原設計との変更点ができるように原設計変更設計対照表（林道関係事業第10号様式）を作成する。また2回以上の変更を行う場合は、前回までの原設計変更設計対象表を変更設計書に順次添付して、同表の備考欄に変更回数を記載し、前回からの変更経過を明らかにする。</p> <p>(9)（略）</p> <p>8～13（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>附-1～附-4（略）</p>	<p>第7節～第8節（略）</p> <p>第9節 設計積算上の注意</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 設計変更 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 設計変更の積算 設計変更の積算における、単価及び歩掛の適用時期は「環境農政局土木工事等事務取扱要領」第23条工事内容の変更による。また、設計変更の計算例は「土木工事標準積算基準書」I—11—③ 設計変更の計算例による。</p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>(8) 原設計変更設計対照表の作成 原設計との変更点ができるように原設計変更設計対象表（林道関係事業第10号様式）を作成する。また2回以上の変更を行う場合は、前回までの原設計変更設計対象表を変更設計書に順次添付して、同表の備考欄に変更回数を記載し、前回からの変更経過を明らかにする。</p> <p>(9)（略）</p> <p>8～13（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>附-1～附-4（略）</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
 第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
<p>附-5 治山事業における山林砂防工の適用について</p> <p>1~6 (略)</p> <p>(参考)概念図</p> <p>※おおむね30%以上の勾配とする ○ : 山林砂防工 × : 普通作業員</p> <p>附-6~附13 (略)</p>	<p>附-5 治山事業における山林砂防工の適用について</p> <p>1~6 (略)</p> <p>(参考)概念図</p> <p>※全て30%以上の勾配とする ○ : 山林砂防工 × : 普通作業員</p> <p>附-6~附13 (略)</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）
第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）新旧対照表

新	旧
 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課基盤整備グループ(内線 4347・4348) 横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)</p>	 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課基盤整備グループ(内線 4347・4348) 横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)</p>